

○越谷市内のサービス付き高齢者向け住宅に係る報告及び検査等実施要領

平成27年12月1日市長決裁

(目的)

第1条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項並びに越谷市サービス付き高齢者向け住宅事業事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）第14条及び第17条の規定に基づき、法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（以下「住宅」という。）に対し、法第9条第1項に規定する登録事業者又は法第24条第1項に規定する管理等受託者（以下「登録事業者等」という。）が行うべき報告と市が実施する検査等について、必要な事項を定める。

(工事完了報告)

第2条 登録事業者等は、法5条第1項の登録を受けた建築物の新築又は改良工事等が完了したときは、第1号様式（サービス付き高齢者向け住宅事業工事完了報告書）に加齢対応構造等チェックリスト及び写真を付して、速やかに完了報告を行うものとする。

2 市長は、必要に応じて前項の報告すべき事項を追加、削除及び変更することができる。

(定期報告等)

第3条 登録事業者等は、毎年4月1日現在の住宅の現況について、この要領とは別に定める「越谷市サービス付き高齢者向け住宅自主点検表」その他関係書類を、同月末日までに市長に提出するものとする。

2 住宅において事故等の危機が発生した場合の報告方法は、この要領とは別に定める「サービス付き高齢者向け住宅危機管理マニュアル」の規定による。

(立入検査の実施方法)

第4条 法第24条第1項による立入検査は、取扱要領第9条の入居開始の届出及び法第5条第2項の登録の更新の翌年度の適切な時期に、住宅において実地で実施する。ただし、住宅の管理運営、サービス、入居者の処遇等に関する定期報告の内容または第三者からの通報及び苦情等があり、入居者の保護を図る観点から必要と認められる場合は、随時検査を実施することができる。

2 実地検査を実施する場合には、あらかじめ取扱要領第14条の規定に基づき登録事業者等に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

3 立入検査は、原則として福祉部及び都市整備部が合同で実施するものとする。ただし、必要に応じて関係部局の協力を求めて実施することができる。

4 立入検査は当該住宅の責任者の立会いのもと原則2名以上の検査職員により実施する。

5 立入検査は、原則として、住宅登録簿及び定期報告の内容を、聴取及び実地にて確認する方法で行う。

6 立入検査は、主に次の事項について行うものとする。

- (1) 面積基準の適合に関する事項
- (2) 構造及び設備基準の適合に関する事項
- (3) 加齢対応構造基準の適合に関する事項
- (4) 入居者の資格基準の適合に関する事項
- (5) サービスの基準の適合に関する事項
- (6) 入居契約基準の適合に関する事項
- (7) 帳簿の備付け等に関する事項
- (8) その他必要と認められる事項

(検査結果の通知)

第5条 検査結果は、検査終了後、検査結果通知（第2号様式又は第2号様式その2）により通知する。併せて、社会通念上改善を要する事項（法第25条各号に規定する事項として、実施要領第15条の規定により是正を指示するものは除く。）については、期限を付して改善報告書（第3号様式）の提出を求めるものとする。

2 市長は、必要に応じて改善状況を確認するための再検査を実施する等の措置を講ずる。

(検査結果の情報提供)

第6条 検査結果は、行政運営に資するため、関係機関に情報提供することができる。

(情報の共有)

第7条 福祉部及び都市整備部は、検査結果等の情報を共有する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、住宅に対する報告及び検査の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

サービス付き高齢者向け住宅事業工事完了報告書

平成 年 月 日

越谷市長 宛

登録申請者住所又は  
主たる事務所の所在地  
商号、名称又は氏名

印

平成 年 月 日付でサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けた建築物の工事が完了したため、高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づき、同法第7条第1項第1号から第3号の基準及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第8条から第10条の基準に適合するものであることを報告します。

住宅の名称	
所在地	（住居表示）
工事完了日	
規模	<input type="checkbox"/> 規則第8条に規定する基準に適合する
構造及び設備	共同利用設備 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 収納設備 <input type="checkbox"/> 浴室
	<input type="checkbox"/> 規則第9条に規定する基準に適合する
加齢対応構造等	<input type="checkbox"/> 法54条第1項第1号ロに規定する基準に適合する
	<input type="checkbox"/> 規則第10条に規定する基準に適合する
※審査結果等	

備考

- 1 工事完了後速やかに提出してください。工事完了日には、建築基準法第7条第5項の検査済証交付日又は改良工事等がない場合（旧高専賃からの登録替えのみの場合等）は登録日を記載してください。
- 2 登録申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載してください。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- 4 サービス付き高齢者向け住宅の規模、構造及び設備、加齢対応構造等の基準に適合していることが判る写真及び加齢対応構造等チェックリストを提出してください。
- 5 ※印の欄には、記入しないでください。

第2号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

サービス付き高齢者向け住宅登録事業者 様

越谷市長

印

検 査 結 果 通 知 書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項の規定により 年 月 日に実施した立入検査の結果、改善を要する事項は認められませんでした。

なお、検査日に口頭で指摘した事項等については、改善結果の報告は要しませんが、速やかに必要な措置を検討し、今後とも事業の適正な運営に努めてください。

担当：

電話：

第2号様式その2（第5条関係）

第 号  
年 月 日

サービス付き高齢者向け住宅登録事業者 様

越谷市長 印

検 査 結 果 通 知

高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項の規定により 年 月 日に実施した立入検査の結果、別紙のとおり改善を要する事項が認められました。

については、必要な措置を講じ、その結果を 年 月 日までに書面で報告してください。

担当：

電話：

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）

越谷市長 宛

登録申請者住所又は  
主たる事務所の所在地  
商号、名称又は氏名

印

改 善 報 告 書

年 月 日付第 号で指摘された改善を要する事項について、別紙のとおり改善結果  
を報告します。

別紙

改善を要する事項及び改善結果報告書

検査年月日	年 月 日	
検査対象住宅の位置 及び名称		
登録番号		
改善を要する事項	改善結果	

(注) 本様式は改善を要する事項の数にあわせて適宜行を追加することができる。